

## 北海道科学大学教職課程に関する規則

**第1条** この規則は、学則第12条に基づき教育職員の免許に関する科目の単位の修得並びに履修について規準を定め、その資質の保持と向上を図ることを目的とする。

**2** 本学の教職課程では、建学の精神・基本理念と教育方針を踏まえつつ、人間性を磨くとともに、専門性を養うことを通して「生徒の豊かな学びを実現できる教師」の養成を目標とする。

**第2条** 教育職員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法に示されているところに従い本学で開講される教職科目の単位をすべて修得しなければならない。

**第3条** 本学の卒業生で所定の教職課程を修了した者は、次の種類の免許状を取得することができる。

免許状の種類	教科	学部	学科
高等学校教諭一種免許状	工業	工学部	機械工学科 電気電子工学科 建築学科 都市環境学科
	情報	工学部	情報工学科
		未来デザイン学部	メディアデザイン学科
	数学	工学部	情報工学科

**第4条** 前条の免許状を取得するためには、次に掲げる基礎資格及び基礎条件を満たさなければならぬ。

(1) 基礎資格 本学卒業生で学士の学位を有する者

(2) 基礎条件

ア 日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作を次により修得している者。

学部	学科	免許法に定める科目	受講科目及び単位数
工学部	機械工学科	日本国憲法	日本国憲法 2
	情報工学科	体育	体育実技Ⅰ 1 体育実技Ⅱ 1
	電気電子工学科	外国語コミュニケーション	英語Ⅲ(実践) 1 英語コミュニケーション 1
	建築学科	情報機器の操作	情報処理法 1 データサイエンス 1
	都市環境学科		
未来デザイン学部	メディアデザイン学科	日本国憲法	日本国憲法 2
		体育	体育実技Ⅰ 1 体育実技Ⅱ 1
		外国語コミュニケーション	英語Ⅲ(実践) 1 英語コミュニケーション 1

## 第2編大学4-13 教職課程に関する規則

		情報機器の操作	情報処理法 データサイエンス	1 1
--	--	---------	-------------------	--------

### イ 教科に関する専門的事項

高等学校教諭一種免許状（工業）

教科に関する科目の区分	所要単位数
工業の関係科目	28
職業指導	4
計	32

高等学校教諭一種免許状（情報）

教科に関する科目の区分	所要単位数
情報の関係科目	32

高等学校教諭一種免許状（数学）

教科に関する科目の区分	所要単位数
数学の関係科目	32

※教科に関する専門的事項の所要単位の内、教職課程の必修科目をすべて修得しなければならない。

### ウ 各教科の指導法

各教科の指導法	所要単位数
*1 工業科教育法	4
*2 情報科教育法	4
*3 数学科教育法	4

\*1 免許教科「工業」を取得する場合は、「工業科教育法」を修得しなければならない。

\*2 免許教科「情報」を取得する場合は、「情報科教育法」を修得しなければならない。

\*3 免許教科「数学」を取得する場合は、「数学科教育法」を修得しなければならない。

### エ 教育の基礎的理解に関する科目

教職に関する科目の区分	所要単位数
教職入門	2
教育心理学	2
教育課程論	2
教育原理	2
教育方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2
特別活動及び総合的な探究 の時間の指導法	2
特別支援教育	1
生徒指導・進路指導論	2
教育相談	2
教育実習	3
教育制度と学校経営	2
教職実践演習(高)	2

**第5条** 教職課程を受講しようとする者は、受講開始年次の当初に指定の願書に教職課程受講料35,000円を添え、学長へ願い出て許可を受けなければならない。

2 教育実習料は実費を徴収する。

**第6条** 第4条(2)ウの教育実習を履修するにあたっては、3年次前期終了時点で、工学部・保健医療学部・未来デザイン学部履修規程で定めるGPA-Tがおよそ2.00以上であることを履修の要件とする。

2 前項の要件を満たしていても、教育実習校等の事情により、その履修を制限することがある。

**第7条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和44年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、昭和48年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、昭和61年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第4条(2)は、平成2年度入学生から適用する。
- 1 この規則の改正は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第4条(2)アは、平成3年度入学生から適用する。
- 1 この規則の改正は、平成4年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学生については、第4条(2)アの「健康科学2単位、体育実技2単位」とあるのは、「健康科学または体育講義2単位、体育実技2単位」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 1 この規則の改正は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条(2)は平成11年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4条(2)は平成12年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条(2)は平成16年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条(2)は、平成19年以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条(2)は、平成20年以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条(2)は、平成21年以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条(2)は、平成23年以前の入学生については、なお従前の例による。

## 第2編大学4-13教職課程に関する規則

- 1 この規則の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条（2）は、平成25年以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし第4条（2）は平成27年以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規則の改正は、2019年4月1日から施行する。ただし第4条（2）は2018年以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。ただし第6条は2019年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、2021年4月1日から施行する。ただし、第4条（2）アは2020年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、2022年4月1日から施行する。ただし、第4条（2）エは2021年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 1 この規則の改正は、2023年4月1日から施行する。ただし、第4条（2）エは2022年度以前の入学生については、なお従前の例による。